（工事名）工事特記仕様書

Ⅰ 工事概要

1 工事場所 ＿＿＿＿＿＿＿＿
2 敷地面積 ＿＿＿＿＿＿＿＿
3 工事種目 ＿＿＿＿＿＿＿＿
4 建物概要

建物名称	構造	階数	建築面積（㎡）	延面積（㎡）	備考

Ⅱ 建築工事仕様

1 共通仕様
(1) 図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（平成19年版）」（以下「標仕」という。）による。
(2) 電気設備工事及び機械設備工事を本工事に含む場合は、電気設備工事及び機械設備工事はそれぞれの工事仕様書を適用する。なお、電気設備工事の工事仕様書は（ / ）図、機械設備工事の工事仕様書は（ / ）図による。

2 特記仕様
(1) 項目は、番号に○印の付いたものを適用する。
(2) 特記事項は、◔印の付いたものを適用する。
○印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。
◔印と㊫印の付いた場合は、共に適用する。
(3) 特記事項に記載の（ ）内表示番号は、標仕の該当項目、該当図、該当表を示す。
(4) （別 . . ）は（5. 3. 7）による別図「各部配筋」の該当項目を示す。

別表-1　設備工事との工事区分表　　●印は工事範囲とする

工事内容				本工事（建築工事）	電気設備工事	機械設備工事
機器の基礎	電気関係	配電盤・制御盤の基礎	屋内		●	
			屋外		●	
			屋上	●		
		自家発電機の基礎（アンカーボルトを除く）		●		
		テレビアンテナ基礎（ # ）		●		
		避雷針の基礎（ # ）		●		
	機械関係	屋内設備				●
		屋上設備（架台、アンカーボルトを除く）		●		
		屋外設備				●
架台、アンカーボルト（電気及び機械関係以外）				●		
特記した基礎（電気及び機械関係以外）				●		
開口部	梁、床、壁	補強を要するもの			●	●
	貫通スリーブ	補強を要しないもの			●	●
	梁、壁	補強を要するもの		●		
	貫通型型枠	補強を要しないもの		●		
	軽量鉄骨下地、壁、	補強を要するもの		●		
	天井ボード類の切込	補強を要しないもの		●		
	埋込形分電盤、	補強を要するもの		●		
	端子盤等の型枠	補強を要しないもの		●		
	断熱材兼用型枠の切込			●		
	上記開口部の補強			●		
	上記開口部の置出し				●	●
	スリーブの穴埋め（型枠の穴埋めを含む）				●	●
	OAフロア用配線器具				●	
点検口	床、壁、天井			●		
外部取付ガラリ	ダクト、チャンバーの接続用フランジを含む			●		
排煙室のフード				●		
換気扇の取付枠						●
流し台	排水トラップ共			●		
防油堤	オイルサービスタンクの防油堤		自家発用		●	
	タンク基礎		空調用			●
床下マンホールの蓋				●		
屋外排水管	雨水			●		
	汚水、雑排水					●
雨水立管（たてどい）				●		
身障者用便所手すり						●
化粧鏡						●
はめ込形洗面器用カウンター（前板共）						●
ガスボンベ転倒防止用の鎖						●
電気配管配線	自動ドア及び電動シャッタなどの制御部と操作スイッチ間の配管配線及び操作スイッチ			●		
	防火区画リーズ				●	
	電極棒					●
	既製間仕切壁（パネル工法）の配管及び埋込ボックス			●		
	配線ピット及びひふた			●		
	別途機器などへの接続				●	
ガス漏れ検知器					●	
電気錠	電気錠及び通電金具			●		
	TEN キー及び制御盤				●	
ユニットバス、ユニットバス内水栓				●		
ユニットバス換気扇						●
ユニットバスへの給水給湯管、排水管接続						●
洗濯機パン						●
システム天井	ボード・下バー			●		
	照明ライン設備プレート				●	
	空調ライン設備プレート					●

章	項目	特記事項
1 一般共通事項	1 適用基準等	適用基準、図面等 ・建築工事標準詳細図　国土交通省大臣官房官庁営繕部監修　（平成17年版） ・建築鉄骨設計基準及び同解説　国土交通省大臣官房官庁営繕部監修　（平成10年版） ・構内舗装・排水設計基準　国土交通省大臣官房官庁営繕部監修　（平成13年版） ・擁壁設計標準図　国土交通省大臣官房官庁営繕部監修　（平成12年版） ・工事写真の撮り方（改訂第2版）　国土交通省大臣官房官庁営繕部監修　建築編 建築基準法施行令第87条に基づく風圧区分等 ・風速（Vo＝　　） ・地表面粗度区分（ ・Ⅰ ・Ⅱ ・Ⅲ ・Ⅳ ） ・積雪区分　建設省告示第1455号　別表（　　）
	2 工事実績情報の登録（工事カルテ）	※ 適用する　・ 適用しない　（1. 1. 4）
	3 発生材の処理等	・引渡しを要するもの　（1. 3. 8） （　　） ・引渡しを要するもの以外 ※ 構外搬出適正処理とする ・再利用又は再資源化を図るもの （　　） 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法） ・対象建設工事　・対象外建設工事 対象建設工事 対象建設工事の種類 / 規模の基準 建築物の解体 / 床面積の合計　80㎡以上 建築物の新築・増築 / 床面積の合計　500㎡以上 建築物の修繕・模様替（リフォーム等） / 請負代金の額　1億円以上 建築物以外のものの解体・新築等（土木工事等） / 請負代金の額　500万円以上
	4 電気保安技術者	※ 適用する　・ 適用しない　（1. 3. 3）
	5 条件明示項目	標仕1. 3. 5(a)以外の施工条件 ・図示　・現場説明書による
	6 施工中の安全確保及び環境保全	※「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」（建設省告示第1536号）に基づき、指定された建設機械を使用する　（1. 3. 7） ※「排出ガス対策型建設機械指定要領」に基づき、指定された建設機械を使用する （対象機種：バックホウ、ブルドーザ、トラクタショベル（車輪式）、空気圧縮機（可搬式）、油圧ユニット（油圧ハンマ・アースオーガ油圧式掘管圧入引抜機・油圧式杭圧入引抜機・アースオーガ・オールケーシング掘削機・トルベースオーキュレーションドリル・アースドリル・地下連続壁施工機・全回転型オールケーシング掘削機の基礎工事用機械のうち、ベースマシンとは別に独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの）、ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ、ホイールクレーン。 但し、ディーゼルエンジン(
	7 建築材料等	本特記仕様書の各章における下地材、接着剤、仕上げ材、塗料材、家具等のホルムアルデヒド放散量 ※ F☆☆☆☆　・（　　）部位等（　　）
	8 特別な材料の工法	標仕に記載されていない特別な材料の工法は、材料製造所の指定する工法とする。
	9 技能士	適用工事種別　（1. 5. 2） ・1棟の延床面積が1000㎡を超える建築物又は木造で工事金額が500万円を超える工事は原則として1級技能士 ・1棟の延床面積が1000㎡以下の建築物又は木造工事で工事金額が500万円以下の工事は原則として1級又は2級技能士 ※ 建築大工　※ 左官　※ 鉄筋　※ 型枠施工 ※ 防水施工 ※ 建築板金　※ 建築塗装　※ とび　※ サッシ施工　※ 造園 ※ ガラス施工　※ 表装（壁装作業）　※ 畳製作（畳替作のみ）
	10 化学物質の濃度測定	※ 実施する　（1. 5. 9） 厚生労働省が定める指針値以下であることを確認し、監督職員に報告すること。なお、測定機器は請負業者が購入すること。 ・実施しない 対象室名 ・一般庁舎等　（　　） ・学校施設等　（　　） ・県営住宅等　（　　戸 ）以上かつ各住戸2室以上 対象物質 ・ホルムアルデヒド　・トルエン　・キシレン　・エチルベンゼン ・スチレン 測定法 ※ 蒸気拡散式分析法（測定パッシ）　・定電位電解法　・検知管法 ・検知紙法　・吸光光度法　・（　　）
	11 施工図等の取扱い	施工図等の著作権に係わる当該建築物に限る使用権は、発注者に委譲するものとする。
2 仮設工事	12 工事写真	※ 下記のものを監督職員に提出する。但し、ネガフィルム等は除く。　（1. 2. 4） 撮影箇所及び方法については、「工事写真の撮り方（改定第2版）建築編」及び監督職員の指示による。なお、写真提出はカメラ（フイルム）又はデジタルカメラとする。 区分 / 分類・規格 / 提出部数 / 備考 着工前 / ※ カラー　※ サービスサイズ　・（　　） / ※ 1部　・（　部） / 工事中 / ※ カラー（ ※ サービスサイズ ） / ※ 1部　・（　部） / 完成時 / ※ カラー　※ サービスサイズ　・（　　） / ※ 1部　・（　部） / 全景は、原則植栽工事完了後とする。
	13 竣工写真等	・下記のものを監督職員に提出する。但し、ネガフィルム等は撮影業者の保管とする。 なお、撮影業者は建築完成写真撮影実績のあるものとし、監督職員の承諾をうけること。 分類・規格 / 撮影箇所数 / 提出部数 / 原版寸法（㎜） ※ カラー　※ キャビネ版 / 外部 ※ 4枚以上　・（　枚） 内部 ※ 10枚以上　・（　枚） / ※ 3部　・（　部） / ※ 100×125以上　・（　　） ・カラー四切り木製パネル / 外部（　枚） 内部（　枚） / ※ 3部　・（　部） / ・カラー四切り木製パネル / 外部（　枚） 内部（　枚） / ※ 3部　・（　部） / ・カラースライド / 外部（　枚） 内部（　枚） / ※ 1部　・（　部） / ※ 24×36以上　・（　　） ・デジタルカメラ / 外部（　枚） 内部（　枚） / ※ 1部　・（　部） / ※ 280万画素以上　・（　　）
	14 設備工事との取合い	別表-1による。なお、設備機器の位置、取合い等の検討できる施工図を提出して、監督職員の承諾をうけること。
	15 完成図等	※ 作成する　（1. 7. 1～1. 7. 3）（表1. 7. 1） （ ※ 原図訂正の上、青図複写図2ッ折り製本　※ 1部　・（　部）） （ ・修正CADデータ　※ 1部　・（　部）） 建設副産物実態調査に関する計画書 ※ 電子データにより、監督職員に提出する　・紙面により、監督職員に提出する 県有建物保全情報システムデータシート ※ 電子データにより、監督職員に提出する　・紙面により、監督職員に提出する
	16 保全に関する資料	※ 提出する　・提出しない　（1. 7. 1～1. 7. 3） ※ 1部　・（　部）
3 土工事	1 埋戻し及び盛土	種別　・A種　※ B種　・C種　・D種　（3. 2. 3）（表3. 2. 1）
	2 建設発生土の処理	・構内指示の場所にたい積　（3. 2. 5） ・構内指示の場所に敷き均し ・構外搬出適正処理 ・構外指示の場所に搬出 受入れ場所（　　）　搬出距離（　　km）
4 地業工事	1 砂利地業	※ 再生クラッシャラン　・切込み砂利及び切込み砕石　（4. 6. 3）
	2 床下防湿層	施工場所　※ 建物内の土間スラブ及び土間コンクリート下（ピット下は除く）　（4. 6. 5） ただし、捨コンクリート又は断熱材がある場合は、その直下 ・（　　）
	3 建設汚泥の処分	・中間処分施設へ搬入、処理　・構内中間処理、埋戻し　・管理型処分施設へ搬入
5 鉄筋工事	1 鉄筋の種類	種類の記号 / 呼び名（㎜） ・SD295A / ※ D16以下 ・SD345 / ※ D19以上　（5. 2. 1）表（5. 2. 1）
	2 鉄筋の継手	呼び名19㎜以上の柱、梁の主筋　※ ガス圧接　・重ね継手　（5. 3. 4） 特殊継手　・機械式継手　部位等（　　） ・溶接継手（D16以下）　部位等（　　）
6 コンクリート工事	3 鉄筋のかぶり厚さ	最小かぶり厚さは目地底から算定する。　（5. 3. 5） ・塩害を受けるおそれのある部分等、耐久上不利な箇所の最小かぶり厚さは下表による 施工場所 / 標仕表5. 3. 6の値に加える寸法（㎜） 柱・梁・壁及び底などの外気に接する打ち放し面 / ※ 10
	4 最上階柱頭補強	※ 行う　・ 行わない　（別2. 1）
	5 帯筋	※ H形（(ロ)は除く）　・（　　）　（別2. 2）
	6 壁開口部の補強	一般壁　※ A形　・B形　・図示　（別4. 2）（別・表4. 3）（別・表4. 4） 耐震壁　※ 図示
	7 梁貫通孔の補強形式	※ H形　・MH形　・M形　（別7. 1）（別・表7. 1～別・表7. 3）
	8 機械吊り上げ用フック	※ A種　・B種　・C種　（別7. 3）
	9 圧接完了後の試験	※ 超音波探傷試験　・引張試験　（5. 4. 9）
	10 電気抵抗溶接によるメッシュ配筋組立	適用に当たっては、監督職員との協議による。 （「鉄筋工事に係る電気抵抗溶接によるメッシュ配筋組立ての取扱いについて」によること。）
	1 普通コンクリートの設計基準強度	（6. 1. 4） 設計基準強度Fc（N/mm2） / 施工箇所 ※ 21 / 建物部体（建築内土間コンクリート、ポーチ、犬走りを含む。） ・18 /
	2 レディーミクストコンクリートの種別	※ Ⅰ類　・Ⅱ類　（6. 1. 5）（6. 4. 1）（6. 4. 2）（表6. 1. 1）
	3 セメントの種類	※ 普通ポルトランドセメント又は混合セメントのA種　（6. 3. 2）（6. 13. 2）（6. 16. 2）（表6. 3. 1） ・高炉セメントB種（ ※ 場所打ちコンクリート杭　・（　　）） 普通ポルトランドセメントの品質は、JISR5210に示された規定の他、次の規定の全てに適合するものとする。ただし、無筋コンクリートに用いる場合は除く。 水和熱 / 7日 352(J/g)以下 / 28日 402(J/g)以下
	4 打放し仕上げの種別	（6. 2. 5）（表6. 2. 3） 種別 / 適用箇所 ・A種 / ・B種 / ・C種 /
	5 コンクリート躯体表面処理	外装タイル後張り面の躯体表面の処理　（6. 9. 3） ・MCR工法 せき板面にMCR工法用気泡ポリエチレンシート張りとし、仕上がり面は凹凸状態とする。 ・高圧水洗工法 高圧水洗工法の目荒らしは、水圧50N/mm2以上かつ、2. 5分/㎡とし、施工計画書を監督職員に提出し承諾をうける。また、目荒らしの状態は、事前に監督員に承諾を受ける。 コンクリートの増し打ち厚さ　※ 20mm
	6 断熱材兼用型枠	・適用する（詳細は図示）　（6. 9. 3） ・適用しない
	7 コンクリート製造工場の選定	※ JIS表示認定工場で、宮崎県生コンクリート品質管理監査会議の監査に合格した工場　（6. 4. 1） 上記工場で製造されたレディーミクストコンクリートを使用する場合には、「品質管理監査合格証」の写し及び「配合報告書」のみの提出とし、セメント、骨材、練り混ぜ水、混和剤の試験成績表及び配合計算書の提出を省略することができる。 ・上記以外の工場
	8 小規模工事の品質管理試験	（6. 10. 3）（6. 10. 4） 小規模工事（1工種の建築用量が50m3未満）のうち、構造上の安全確保が必要な部分を除き、1日の打設量が10m3未満の場合は、JIS表示認定工場の品質証明書（別途様式）の提出により、スランプ試験、空気量試験、塩化物試験、コンクリート強度試験を省略することができる。ただし、監督職員の指示があった場合はこの限りではない。
7 鉄骨工事	1 鉄骨の製作工場	製作工場の加工能力　（7. 1. 3） ・監督職員の承諾する製作工場 ・建築基準法第77条の45第1項に基づき国土交通大臣から性能評価機関として認可を受けた（株）日本鉄骨評価センター又は（社）全国建築構工業協会の「鉄骨製作工場の性能評価基準」定める、「（　）グレード」として国土交通大臣から認定を受けた工場又は同等以上の能力のある工場
	2 施工管理技術者	※ 適用しない　・適用する　（7. 1. 3）（7. 1. 4）
	3 鋼材	鋼材の材質　（7. 2. 1）（7. 2. 10）（表7. 2. 1） 種類の記号 / 使用箇所 / 規格等 / / / /
	4 高力ボルト	※ トルシア形高力ボルト　（7. 2. 2） ・JIS形高力ボルト ・溶融亜鉛めっき高力ボルト

宮崎県建築工事特記仕様書
宮崎県県土整備部営繕課

建築士事務所名

一級建築士事務所　宮崎県知事登録　　号　一級建築士登録　第　　号

工事名称		検図	図面番号
図面名称	建築工事特記仕様書（その1）		